

R 6 用地調査等業務共通仕様書の改正された主な内容 (R 6. 7. 1)

1 全般

- (1) 推定再建築費の算定において、これまで見積対応としていたツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築された専用住宅等や鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築された専用住宅又は共同住宅の建物について、統計値による算定が可能となったことによる建物移転料算定要領、木造建物調査積算要領、非木造建物調査積算要領等の改正
- (2) (1) 以外の中央用対及び四国地整の仕様書等の改正に合わせた改正
- (3) その他軽微な修正

2 目次

- ・木造建物調査算定要領が〔軸組工法〕と〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕に分かれた事による要領名の改正・追加

3 第1章 総則

■第9条（用地調査等業務の区分）

- ・表2 建物区分 木造建物〔I〕等の判断基準の改正

■第30条（個人情報取扱い）

- ・法改正に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を削除
- ・管理に関する文言の改正

■第34条（保険加入の義務）

- ・現場作業時の法定外の労災保険の加入についての記載を追加

4 第5章 建物等の調査

■第75条（建物等の配置図の作成）

- ・七号の「構造概要」を「構造概要・建築工法」に修正

5 第6章 営業その他の調査

■第96条（居住者等に関する調査）

- ・第3項の調査に当たって参照するものに、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領等を追加

6 第7章 消費税等調査

■第101条（調査）

- ・インボイス制度の開始に伴い、調査・収集対象となる書類を追加

7 別記2 成果品一覧表

■第5章関係

- ・様式番号18、20、22、29及び石綿調査算定に係る様式について、備考欄の参照先条項等を修正

8 別記5 建物移転料算定要領

■第3条（木造建物の調査及び積算）、第5条（移転料の構成）、第6条（移転料の算定）

- ・木造建物調査算定要領が〔軸組工法〕と〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕に分かれた事による文言改正

■第6条（移転料の算定）

- ・除却工法について、当該建物が本来の用途に供することができないと判断した場合は、その現在価額がないものとみなして算定することができるものとする記載を追加

9 別記6-1 木造建物調査積算要領（別添1及び2を含む）

■全般

- ・要領を〔軸組工法〕と〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕の2つの要領に全面改正（別記6-1-1、別記6-1-2）
- ・全面改正に伴う従来の要領への条項の一部追加（第21条（写真撮影等））や表現等を変更（最新の要領との表現の統一化）

■要領の新設に係る改正以外の主な改正点

第17条（樋の調査）

- ・調査項目から数量を削除（1階床面積による工事費の算出が可能となった）

第39条（樋工事費）

- ・樋工事費の算出方法が、「数量×単価」から「1階床面積×単価」に変更

10 別記6-2 非木造建物調査積算要領（別添1及び2を含む）

■別添2 I総則、II建築（直接仮設）

- ・鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築された専用住宅又は共同住宅の建物が統計値により算定可能となることによる文言の改正

■別添2 IV建築（仕上）

- ・専用住宅又は共同住宅に係る階段室の内壁施工面積について計算に係る記載の追加

■別添2 VII電気設備

- ・「統計単価によりがたい場合、次による」等の文言の削除。（複数箇所）

■統計数量表

第2 土工（基礎）及び第4 く体鉄骨量関係

- ・LGS（軽量鉄骨）造に鉄骨系プレハブ工法の統計数量表を追加

第5 その他（直接仮設関係統計数量表）

- ・軽量鉄骨造及び鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）で建築された専用住宅又は共同住宅の仮設工事面積算出に係る統計数量表の新設

11 別記6-3 曳家移転料算定要領

- 第2条（建物の区分）、第6条（直接工事費）、第7条（共通仮設費）、第8条（諸経費）
 - ・木造建物調査算定要領が〔軸組工法〕と〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕に分かれた事による参照先条項の修正

12 別記7-1 機械設備調査算定要領

- 第8条（補償額の構成）
 - ・第3項第2号ロの文言の微修正
- 別添1 機械設備図面作成基準
 - ・木造建物調査算定要領が〔軸組工法〕と〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕に分かれた事による参照先条項の修正

13 別記8 石綿調査算定要領

- 第5条（図面）
 - ・木造建物調査算定要領が〔軸組工法〕と〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕に分かれた事による参照先条項の修正
- レベル別石綿調査算定フロー
 - ・文言の修正

14 別記12-5 移転雑費算定要領

- 第3条（算定）
 - ・設計工事監理等の業務報酬額に関する令和6年国土交通省告示に伴う文言の修正

15 別記15 写真台帳作成要領

- 第5章関係
 - ・立竹木について毎木調査に関する項の追加及びその他文言修正

16 様式集

- 目次
 - ・木造建物調査算定要領が〔軸組工法〕と〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕に分かれた事による様式の追加及び様式名の修正
 - ・頁の項を削除

■全様式

- ・頁表記の削除

■様式第 5 号 土地調査表

- ・表現に係る文言の修正

■様式第 20 号 木造建物調査表

- ・様式第 20-1 号への改正及び様式第 20-2 号の追加

■様式第 22 号 木造建物建築直接工事費計算書

- ・様式第 22-1 号への改正及び様式第 22-2 号の追加

■様式第 25 号 工事内訳明細書総括表

- ・工法を建築工法と移転工法に分けて記載

■様式第 32 号 建物移転料算定表 [再築工法]

- ・基本事項の内容に建築工法を追加

■様式第 34 号 建物移転料算定表 [改造工法]

- ・基本事項の内容に建築工法を追加

■様式第 35 号 建物移転料算定表 [復元工法]

- ・基本事項の内容に建築工法を追加

■様式第 36 号 建物移転料算定表 [除却工法]

- ・基本事項の内容に建築工法を追加

■様式第 80 号 居住者調者表

- ・入居期間に係る確認書類欄の文言修正

■様式第 85-3 号 設計、工事監理等業務報酬額計算書

- ・工法別補正率欄の削除及び文言修正

■様式第 88 号 消費税調査表

- ・インボイス制度の開始に伴い、調査・収集対象となる書類を追加
- ・消費税等相当額補償の要否判定フローの文言修正